

軽自動車税(種別割)について

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日(賦課期日)現在で原動機付自転車、軽四輪車、軽二輪車、小型特殊自動車等を所有している方に課税される税金です。普通自動車等の自動車税(種別割)とは異なり、4月2日以降に廃車されても月割での減額はありません。

※令和元年10月1日から、従来の軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」に名称が変更されました。

税額

令和5年度の税額は下記のとおりです。

◆原動機付自転車・小型特殊車両・軽二輪等

車種		税額(年額)
原動機付自転車	50cc以下または600W以下(ミニカーを除く)	2,000円
	90cc以下または800W以下	2,000円
	125cc以下または1000W以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他の特殊作業用	5,900円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下のもの	3,600円
もっぱら雪上を走行するもの		3,600円

(※)被けん引車(ボートトレーラー等)は車輪の数によって税額が異なります。

◆三輪以上の軽自動車(自動車検査証の「初度検査年月」により、税額が異なります)

車種	初度検査年月	税額(年額)		
		平成22年3月31日以前(重課)	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで	平成27年4月1日以降
三輪で総排気量660cc以下		4,600円	3,100円	3,900円
四輪以上で総排気量が660cc以下	乗用	営業用	8,200円	5,500円
		自家用	12,900円	7,200円
	貨物用	営業用	4,500円	3,000円
		自家用	6,000円	4,000円

(※)電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引車は、重課の対象外です。

グリーン化特例(軽課)

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された燃費及び排出ガス性能に優れた対象車(三輪以上の軽自動車)は、取得の翌年度に限り、軽自動車税(種別割)が次のとおり軽減されます。

対象・要件等		特例措置の内容	
電気自動車・天然ガス自動車(平成21年度排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合)		概ね75%軽減	
ガソリン車(ハイブリッド車を含む)	排ガス性能	燃費性能等	
	平成17年排ガス規制75%低減又は平成30年排ガス規制50%低減	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃料基準90%達成	概ね50%軽減
		令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃料基準70%達成	概ね25%軽減

※令和3年度税制改正により、ガソリン車は乗用車(営業用)のみが対象となります。

減免制度

身体等に障がいのある方のために使用される軽自動車等で一定の要件に該当するものについては、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。申請期限は、納期限日までとなっておりますので、詳しくは役場税務課までお問い合わせください。

なお、減免が適用となるのは、障がいのある方1人につき1台の自動車(普通自動車等を含む)です。すでに普通自動車等で自動車税(種別割)の減免を受けている方は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることはできませんので、あらかじめ御了承ください。

納期限

令和5年5月31日（水）

- ・口座振替を選択されている方は、上記の納期限日に登録口座から振替えさせていただきます。
※残高不足等により振替えができなかった場合、再振替えは行いませんのでご注意ください。

納付方法

◎納付書払い ※納期限を過ぎると、コンビニエンスストア等では納付できない場合があります。

- ・コンビニエンスストア、スマホ決済アプリまたは各金融機関、矢吹町役場で納付できます。
- ・令和5年4月から、地方税共通システム(eLTAX)によりご自宅のパソコン等から電子納付ができるようになりました。これに伴い、納付書に印刷されている地方税統一二次元バーコードを利用して、町指定の金融機関以外でも納付が可能です。

◎口座振替

- ・口座振替を利用される場合は、町内の金融機関窓口で手続きしてください。
手続きに必要なもの：通帳、届出印、納税通知書、口座振替依頼書(各窓口で受け取れます。)
- ・『Web口座振替受付サービス』による申込みが可能になりました。
このサービスでは、金融機関に向く必要や口座振替依頼書への記入が不要となります。
申込みされる方は、矢吹町ホームページまたは右記の二次元バーコードから手続きを開始してください。



二次元バーコード

納税証明書(継続検査用)について

- ・コンビニエンスストア、各金融機関、矢吹町役場にて納付後の領収書は、納税証明書(継続検査用)として継続検査(車検)を受ける際に利用できますので、大切に保管してください。
※スマホ決済アプリ、電子納付を利用する場合、納付後の領収書が発行されません。
継続検査(車検)が直近の場合は、コンビニまたは各金融機関、矢吹町役場での納付をお願いします。
- ・口座振替で納付した方の納税証明書は6月中旬以降に郵送いたします。
- ・継続検査(車検)の直前にスマホ決済アプリや電子納付にて納付してしまった場合や、口座振替後、郵送前に納税証明書が必要な方は矢吹町役場窓口にて交付いたします。
(納付が完了したことの確認が必要になる場合がありますので、決済確認画面や記帳後の通帳等をご準備ください。)

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)について

令和5年1月から、軽自動車税(種別割)の納付情報をオンラインで確認できる「軽JNKS」が運用されています。そのため、これまで必要だった継続検査(車検)窓口での納税証明書の提示が原則不要となります。ただし、納付直後や他市町村へ引っ越した直後等、従来どおり納税証明書が必要となる場合があります。

詳しくは矢吹町ホームページをご覧ください。税務課までお問合せください。

登録・廃車・名義変更の手続き

売買や譲渡等で名義変更をした場合や、登録内容に変更があった場合は、所定の場所で手続きをしてください。

※廃車・名義変更の手続きをしない場合、所有されているものとして毎年税金が課税されます。

◆原動機付自転車(排気量125cc以下)、小型特殊自動車◆

取扱窓口 矢吹町役場 税務課 電話：0248-42-2113

◆軽自動車及び排気量125ccを超えるバイク◆

車種	問い合わせ・手続き
軽自動車	軽自動車検査協会コールセンター(福島事務所) 電話：050-3816-1837
軽二輪車(125ccを超え、250cc以下のもの)	福島運輸支局 電話：050-5540-2015
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	

問い合わせ先 矢吹町役場 税務課 ☎0248-42-2113